

J U テントリ 利用細則

J Uテントリ利用細則

第1章 総 則

第1条 目的と定義

- 1 この利用細則は、J Uテントリ運営規程（以下、「運営規程」という）第25条に基づき、J Uナビ会員およびJ Uトレード会員（以下、両者を合わせて指称する時は単に「会員」という）によるJ Uテントリ利用上の細目を定めることを目的とする。
- 2 この利用細則の用語の意義は、運営規程で定義されたものと同一とする。

第2条 J Uテントリの仕組み

- 1 J Uテントリは、J Uナビの追加機能として構築される。
- 2 J Uテントリは、会員がインターネットを経由してJ Uナビの登録ファイルに自己の保有車両の情報を登録し、J Uナビw e b上で開示された同情報をもとにJ Uナビ利用者が車両を購入できる仕組みとする。
- 3 J Uテントリの掲載期間は、最大365日とし、A A引用登録された車両の掲載期間は365日とする。ただし、掲載期間終了後、出品者の責任において、掲載を継続することができる。

第2章 利用方法と利用料金

第3条 J Uテントリの利用方法

- 1 出品者および落札希望者は、J Uナビw e b上での購入申込等の操作およびJ Uコーポレーション（以下、「J U C」という）の電話等での仲介によりJ Uテントリを利用することができる。
- 2 取引の成立は、落札希望者の購入申し込みに対し、出品者がw e b上で確認の操作をした時点又はJ U Cが出品者に出品車両の在庫および売却意志を確認した時点とする。

第4条 J Uテントリ利用料金

- 1 会員は、J Uテントリに出品し成約したとき、成約料として15,000円（消費税別）をJ U Cに支払わなければならない。
- 2 J Uナビ会員は、J Uテントリにより落札したとき、落札料として15,000円（消費税別）をJ U Cに支払わなければならない。
- 3 J Uトレード会員は、J Uテントリにより落札したとき、落札料として16,500

円（消費税別）を J U C に支払わなければならない。

第 3 章 出品登録・検査・クレーム・解約・支払い等

第 5 条 出品者の義務

- 1 出品車両の点検整備を綿密に行い、落札者の立場に立って仕様・品質・不具合・欠陥の程度を誠実に申告しなければならない。
- 2 出品車両の情報についてはすべて責任を負い、クレーム等のトラブルが生じた際には、その処理に責任を持ち、J U C の裁定に従うこと。
- 3 成約車両についての譲渡書類は、成約日から 1 0 日以内に J U C に提出しなければならない。
- 4 出品車両の情報を、J U C が業務提携先に提供することを承認する。
- 5 出品車両の内容、状態が異なった場合は、速やかに出品情報の修正を行わなければならない。

第 6 条 出品可能車両、出品不可車両の条件

- 1 出品車両は、原則、以下の条件を備えていなければならない。
 - ① 登録車、および届出車であること
 - ② 譲渡書類を完備していること
 - ③ J U C が別に定める検査基準に沿った検査を受けた車両であること
 - ④ 自走可能であり、保安基準に適合し得る車両であること
 - ⑤ 正常に使用できる付属品（スペアタイヤ、クリップレンチ、ジャッキ）が添付されていること
- 2 出品者は、以下の条件のいずれかに該当する車両等は出品してはならない。
 - ① 評価点が 2 点、1 点、ブランクのいずれかである車両
 - ② 内外装補助評価が E である車両
 - ③ バッテリー上がりやパンク、燃料切れにより輸送に支障をきたしている車両
 - ④ 未登録車両
 - ⑤ 二輪車、原動機付き自転車
 - ⑥ 農業機械、工業機械などの特殊車両
 - ⑦ 車両部品、船舶などの車両以外の物品
 - ⑧ 盗難車、接合車、冠水車、消火剤散布車
 - ⑨ 走行不明車両
 - ⑩ その他、共有在庫としてふさわしくないと J U C が判断した車両等

第7条 出品情報入力

- 1 出品者は、J Uナビのw e b上の入力画面上で、基本車両情報・検査情報・特記事項等を入力する。
- 2 前項の情報内容の正誤については、全て入力した出品者の責に帰するものとする。

第8条 出品者による車両検査

- 1 出品者は、自己の責任において出品車の評価をする。
- 2 前項の出品者による検査基準等は、「車両見極め実車研修マニュアル」に定める。

第9条 オークション会場の検査情報等の利用

- 1 出品者は、自らの責任において、オークション会場に自ら出品して流札した車両および自らが落札した車両の情報を出品車両情報として利用することができる。
- 2 前項の情報利用の範囲は、J Uオークション会場における情報については車両評価を含めた一切の情報とし、提携企業会場における情報については車両基本情報に限定される。
- 3 ただし、記載された名変通知期限（名変期限）や書類有効期限は無効とし、原則として成約月翌月末を名変通知期限とする。また、【ノークレーム】等の表記についても無効とする。

第10条 出品車両登録

- 1 出品者が、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条に基づき出品情報を入力し、登録確認の操作をしたとき、出品車両の登録が完了する。
- 2 登録情報の内容については、オークション会場の車両情報、検査情報を含め、全て出品者の責に帰するものとする。

第11条 クレームの期限・裁定基準

J Uテントリのクレーム期限・裁定基準は、J U Cが別途定める「J Uテントリクレーム・ペナルティー裁定基準」記載のとおりとする。

第12条 出品者都合による解約の場合

出品者は、車両の落札が自己の都合によって解約となったときは、J U Cに対し、1台につきペナルティー50,000円+成約料+落札料+J U Cが認める諸経費（販売遺失利益は含まない）を支払わなくてはならない。ただし解約は、J U C翌営業日の17時までにJ U Cに申請した場合に限る。

第13条 落札者都合による解約の場合

落札者は、車両の落札が自己の都合によって解約となったときは、J U Cに対し1台につきペナルティー50,000円+成約料+落札料+J U Cが認める諸経費（販売遺

失利益は含まない)を支払わなくてはならない。ただし解約は、JUC翌営業日の17時までにJUCに申請した場合に限る。なお、ペナルティー金額については、落札金額が500万円以上1000万円未満の場合10万円とし、落札金額が1000万円以上の場合15万円とする。

第14条 落札者のJUCへの支払い

- 1 落札者は、JUCに対し、第16条に定める期限までに、落札車両代金、第4条の利用料金および第18条に定める陸送代金を支払わなければならない。
- 2 JUCは、落札者が第16条に定める期限内に前項の支払をしない場合、JUテントリクレーム・ペナルティー裁定基準に基づき延滞ペナルティーを落札者に課する。

第15条 出品者への支払い

JUCは、出品者から書類が到着した後速やかに、落札者に代わって、当該出品者に対し第4条に定める成約料等を差し引いた落札車両代金を支払う。ただし、成約価格に相場との大幅な乖離があるとJUCが判断した場合は、JUCは落札者からの支払があるまで出品者への支払を保留することがある。

第16条 利用料金等の支払期限

- 1 落札者は、落札日または解約日から5日（初日を参入する）以内に、落札代金等をJUCに対して支払わなくてはならない。
- 2 本条1項の期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を算入する。ただし、最終日がそれらの日または金融機関の休日に当たるときは、その直前の営業日を最終期限とする。また、本条1項の落札日または解約日が水曜日または木曜日で、最終日が日曜日および祝祭日、または金融機関の休日に当たるときは、その後の最初の営業日を最終期限とする。
- 3 落札者は、JUCが出品者に対して落札代金等を支払っていないことを理由に前項の支払を拒み、もしくは遅延させることができない。

第17条 額の改定

JUCは、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して必要と認めたときは、中商連理事長の承認を得たうえで、第4条、第12条、第13条の成約料、落札料、解約料等の額を適宜改定することができる。

第4章 輸送

第18条 輸送手配

- 1 会員は、JUテントリで落札した場合、JUC指定業者による輸送手配をしなければ

ばならない。ただし、輸送遅延等の理由から J U C が同意する場合、落札者は自己独自に輸送手配ができる。

- 2 輸送料金の決済は、J U C と落札者との直接決済とする。
- 3 車両輸送は、車両代金・落札手数料・預かり自動車税・リサイクル預託金額などの料金が支払われた後に行う場合がある。この料金が期日までに支払われない場合は、出品者より J U C が指定した車両保管場所への輸送を行う場合がある。この場合の費用については、落札者の負担とする。

第 19 条 車両の引渡し・引取り

- 1 出品者は、成約日を含む 4 日以内（日曜日を除く）に車両引渡しが行われるよう、対応しなければならない。また、落札者は車両を落札した場合、すみやかに出品者より引き取るよう、輸送手配を行わなければならない。ただし、成約前に落札希望者の承諾を得た場合を除く。
- 2 出品者は、車両引渡しの際、車両状態と出品情報の内容に差異がないことを確認しなければならない。
- 3 落札者は、車両到着の際、車両状態と出品情報の内容に差異がないことを確認しなければならない。
- 4 車両輸送中の J U C 指定業者に起因した車両への損傷を除き、J U C および J U C 指定業者は一切責任を負わない。ただし、J U C が認めたものについてはこの限りでない。また、車両輸送時の免責事項等の詳細については、J U C 指定業者の輸送規約に別途定めるものとする。

第 20 条 落札者自身による車両引取り

- 1 やむを得ず落札店自身にて落札車両を引取る場合、予め出品者に引取り者名を通知し、J U C より送付した搬出情報を持参の上、引取るものとする。
ただし、落札者自身の引取りは、出品者及び J U C の了承を得られた場合に限る。
- 2 車両及び装備品の内容（状態）確認については、引取り時にその場で出品者、落札者が双方立ち合いのもと確認を行い、内外装、ガラス、オイル漏れ・装備品について、相違内容がある場合は購入店より J U C へ共有する事によりクレームの申請を可能とし、共有されていない相違内容に関するクレームは一切受付をしない。ただし、その他の事項のクレームについてはこの限りではない。
- 3 クレーム申告期限は、車両引取り日を含めて 3 日目 17 時迄とする。
なお、搬出時に J U C へ共有された相違内容は、上記期限内にその他のクレーム事項と合わせて申告するものとする。また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日が J U C の休業日に当たる場合は、申立期間の最終日が J U C 翌営業日となる。

第5章 書類

第21条 譲渡書類の完備

譲渡書類は、以下の条件を満たしているものとする。

- 1 全国の陸運支局または検査登録事務所でも登録可能な書類。
- 2 車検付き車両の場合自賠責保険証明書を必要とし、原則として承認請求書を添付する。なお、離島用自賠責（沖縄本島含む）はその旨を出品票に明記すること。記載がない場合は落札者から申告があった場合、差額を出品者が負担するものとする。
- 3 譲渡書類の有効期限が原則として成約日の翌月末までであるもの。ただし、翌月末が運輸支局の閉庁日の場合はその限りではない。万が一期限が満たない場合、出品者は成約前に落札希望者の承諾を得た場合に限り、書類有効期限を早めることが出来る。また、成約後であっても、落札者の承諾が得られたものに限り、ペナルティー1万円を支払うことにより書類有効期限を早めることが出来る。
- 4 譲渡書類の授受および連絡については、JUCを介して行う。
- 5 出品票に登録番号が記載されているものはすべて名義変更扱いとして処理する。ただし、車検の期間が翌月末までの車両について、成約前に特段確認がなかった場合、抹消渡しとなっても出品者は免責とし、車検付きの場合は継続車検に必要な書類を完備することとする。
- 6 譲渡書類はすべて差替え可能なものとする。
- 7 出品票に記載のある保証書、取扱説明書、記録簿等は書類と一緒にJUCに送付する。車内に積み込んでいた場合における紛失等については、出品者責任とする。
- 8 保証書はメーカー発行のもので、かつ当該車両の保証書と判断でき、保証の継承が可能な状態に限る。
- 9 リサイクル料金の申告について預託済みである場合、出品票に金額および預託済みの申告を登録するものとする。リサイクル券の不備またはリサイクル料金の申告に誤りがあった場合、落札者は書類到着日を含む7日以内、出品者は成約日を含む10日以内にJUCに申告しなければならない。ただし、出品者からの申告については、JUCが落札者の同意が得られた場合に限り修正を実施するものとする。
- 10 相続、倒産、ダブル移転等は取扱いが全国で異なる為、受付はしないものとする。

第22条 書類不備

前条に該当しないものは、書類不備となり受付不可とする。

第23条 譲渡書類の遅延罰則

- 1 出品者は、成約後10日（初日を参入する）以内に書類をJUC宛てに到着させるものとする。ただし、最終日が土・日・祝日だった場合は翌平日営業日を期限とする。
- 2 JUCは、前項の書類到着期限が守られなかった場合、JUテントリクレーム・ペナルティー裁定基準に基づき、出品者に対し遅延ペナルティーを課する。ただし、成

約前に落札者の了承を得られた場合、また成約後であってもJUCがやむを得ない事情と判断した場合は、この限りではない。

- 3 書類の一部不備による遅延も前項と同様に扱うものとする。
- 4 抹消成約した車両で、ナンバープレート外し忘れ等により書類提出に日数がかかった場合、原則としてこれを遅延日数に参入する。ただし、参入する日数はJUCが判断し、決定する。
- 5 成約日を含め21日を経過してもJUCに書類を提出しない場合、落札者のキャンセル申立を認め、JUテントリクレーム・ペナルティー裁定基準に基づき、出品者に対し遅延ペナルティーを課する。

第24条 差替および再発行手数料

譲渡証、委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じによる差替え、紛失による再交付を依頼する場合、JUテントリクレーム・ペナルティー裁定基準に基づく手数料にて依頼ができる。ただし、差替えの原因が明らかに出品者の責任とみられる場合（捺印のみで、必要項目が記入されていない場合等）は出品者の責任において差し替えなければならない。また、申立は必ずJUCを通じて行うものとし、直接名義人に申立した場合、30,000円のペナルティーが発生する。

第25条 落札車の名義変更等通知の期限

- 1 落札者は、道路運送車両法の定めに基づいて移転・登録抹消等の手続きを完了し、写しを落札日の翌月末日17時までにJUCに到着させなければならない。到着の確認は落札者の責任において行われるものとし、到着の未確認、および写しが不鮮明だったこと等によりJUCが落札者に再提出を求めた場合、落札者はこれに応じなければならない。
- 2 前項の登録完了証明書とは、陸運支局が発行した車検証（電子の場合は自動車検査証記録事項も添付）・抹消謄本・現在登録証明書のいずれかの写しとする。
- 3 第2項の証明書の提出について疑義が生じたときは、落札者が提出の事実を証明しなくてはならない。
- 4 落札者から落札車両の移転・抹消等の結果報告がない場合、JUCは現在登録証明書を取得したうえで確認する場合がある。その際は落札者に手数料3,000円を請求する。また、軽自動車の場合はその限りではなく、実費を請求する。
- 5 落札者が軽自動車の税止め申告を忘れたことにより、名義変更後に旧名義人に課税が発生した場合、罰則金を課す場合がある。
- 6 出品者は成約前に落札希望者の承諾を得た場合に限り、名義変更通知期限を早めることが出来る。

第26条 自動車税相当額の処理

- 1 ナンバープレート付き車両が成約となった場合、JUCは自動車税未経過相当額（成

約日の翌月から年度末まで)を落札者から預かる。また、軽自動車の場合は、3月の成約車両のみ、名義変更保証金として一律13,000円を預かる。

- 2 JUCは、落札者からの名義変更完了通知をもって自動車税未経過相当額の精算を行い、原則成約月までを出品者の負担とする。新登録ナンバーが移転登録の場合は全額出品者に精算し、新登録ナンバーが抹消登録の場合は、抹消登録月に応じて出品者、落札者のそれぞれに対し精算を行う。軽自動車の場合、同年度中の名義変更の場合は全額、年度をまたいだ場合は年額を引いた額を落札者に精算する。
- 3 抹消登録をした場合の車検証の写しは、抹消登録完了月の末日までにJUCへ到着させなければならない。到着の遅れにより、出品者が還付委任状の提出期限に間に合わなかった等の不利益を被った場合、JUCは落札者から預かった未経過相当額を出品者に精算することがある。
- 4 落札者が移転登録後、同一年度内に抹消登録を行った場合は、登録完了日を含む3日以内に完了後の写しをJUCに到着させなければならない。到着の遅れにより、出品者が還付委任状の提出期限に間に合わなかった等の不利益を被った場合、JUCは落札者から預かった未経過相当額を出品者に精算することがある。
- 5 上記第3項、第4項の到着が遅延した場合、落札時の預り金は出品者に精算する場合がある。
- 6 自動車税の還付金請求権譲渡書(還付委任状)はJUCでは取り扱わないものとし、出品者の責任において管理するものとする。
- 7 ナンバー付き出品車両の自動車税はすべて完納しているものとする。未納だった場合は、速やかに出品者は完納しなければならない。
- 8 抹消成約した車両で、出品者が車検証でJUCに譲渡書類を提出、または車検証渡しを希望した場合、落札者の承諾を得た場合に限り名義変更扱いとして処理する。その際、自動車税相当額は落札者の名義変更後に精算するものとし、名義変更結果が移転登録だった場合は落札者に未経過相当額を請求する。抹消登録だった場合は抹消日が成約日の翌月であっても精算しないものとする。

第6章 その他

第27条 改正

JUCは、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して必要と認めたときは、中商連理事長の承認を得たうえ、この利用細則を改正できるものとし、改正をしたときは速やかにその内容をネット会員に通知する。

第28条 附則

この利用細則は、平成26年9月15日から施行する。

平成27年3月18日 一部改正

平成 27 年 4 月 1 日	一部改正
平成 28 年 3 月 1 日	一部改正
平成 28 年 4 月 21 日	一部改正
平成 29 年 4 月 1 日	一部改正
平成 30 年 5 月 1 日	一部改正
令和元年 9 月 1 日	一部改正
令和 2 年 9 月 1 日	一部改正
令和 3 年 2 月 1 日	一部改正
令和 4 年 11 月 1 日	一部改正
令和 6 年 9 月 1 日	一部改正
令和 7 年 4 月 1 日	一部改正
令和 8 年 4 月 1 日	一部改正

以上